

国際日本文化研究センター特定有期雇用職員候補者選考規則

〔平成 22 (2010) 年 6 月 4 日 制 定
令和 8 (2026) 年 8 月 6 日 最終改正〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国際日本文化研究センターの特定有期雇用職員のうち、特任教授又は特任准教授の職名を付される特任研究員（特任助教の職名を付される者を除く。）候補者の選考について定めるものとする。

2 前項に規定する以外の特定有期雇用職員候補者の選考については別に定める。

(候補者選考委員会)

第 2 条 所長は、特任研究員（特任教授又は特任准教授）の選考の必要が生じた場合は、特任研究員（特任教授又は特任准教授）候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる委員により組織する。

(1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから 2 名

(2) 専任の教授及び准教授若干名

(3) 国際日本文化研究センター運営会議規則第 3 条第 1 項第 7 号に規定する運営委員若干名

3 前項第 3 号の委員は、必要に応じ、センターの職員以外の学識経験者をこれに代えることができる。

4 第 2 項及び前項の委員は、所長が指名する。

5 特任教授の職名を付される特任研究員候補者を選考する場合の第 2 項第 2 号の委員は、同号の規定にかかわらず、専任の教授から指名するものとする。

(委員長)

第 3 条 選考委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第 2 項第 1 号の委員のうちから所長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が議長となる。

(委員以外の者からの意見聴取)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴取することができる。

(議事)

第 5 条 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第 6 条 選考委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年6月4日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8（2026）年8月6日から施行する。